

令和8年度 個人町民税・県民税(住民税)のお知らせ

令和8年度の美里町個人町民税・県民税は前年中(令和7年中)の所得により計算されています。令和8年1月1日に美里町に住んでいるかたが、課税の対象となります。

1 納税方法について

個人町民税・県民税の納税(徴収)方法には、特別徴収と普通徴収があります。

◎特別徴収とは

勤務先の給与(年12回)や年金(年6回)から納付する方法です。

公的年金からの特別徴収は、今年(令和8年度)の4月1日に65歳以上で、一定の要件を満たすかたが対象となります。

昨年度から引き続き令和8年度も対象となるかたは、仮徴収額(令和7年度に通知済み)を4月、6月、8月に年金から天引きとなります。

◎普通徴収とは

6月、8月、10月、12月の年4回に分けて納付書または口座振替にて納付する方法です。

2 納税通知書の発送について

普通徴収の納税通知書は、6月5日(金)に発送予定です。第1期の納期限は、6月30日(火)です。

納付書に印字された「QRコード」を利用した納付も可能です。

※サラリーマンなどの「給与からの特別徴収」の納税通知書については、5月上旬に勤務先へ発送済です。

3 令和8年度(令和7年分)課税証明書などについて

令和8年度(令和7年分)の課税証明書などは、特別徴収のかたは5月8日(金)、普通徴収のかたは6月5日(金)から交付可能です。交付の際は、来庁されるかたの本人確認書類(マイナンバーカードなど)が必要です。(ご本人以外のかたが申請される場合は、委任状と本人確認書類が必要です。)

◆課税証明書などを交付できるかた

- ①町民税・県民税の申告をされたかた
- ②確定申告をされたかた
- ③勤務先から給与支払報告書が町に提出されているかた
- ④日本年金機構などから公的年金等支払報告書が町に提出されているかた

※①～④以外のかたで、課税証明書などの交付を希望する場合は、申告が必要となります。この場合、申告内容によっては、課税証明書などの発行まで2か月程度かかることがありますので、ご了承ください。
※国民健康保険の加入者で、①～④以外のかたや、家族の扶養になっていないかたは、申告をすることにより国民健康保険税が軽減になる場合があります。

問合せ=税務課 住民税係 ☎76-5131

「さいたまけん★こどものこえ」メンバー大募集

こどもの皆さんのこえを聴き、県の施策に反映させるため、「さいたまけん★こどものこえ」メンバーを募集します。

募集期間：令和8年6月1日から7月31日まで

対象：小学生・中学生・高校生相当年齢、未就学児の保護者・養育者のかた

★小中高生の保護者・養育者も応募できます

内容：県政等に関するWEBアンケートへの回答

特典：回答回数に応じアマゾンギフトカード最大1,000円分(小学生は図書カード)

申込：県ホームページ(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoe/bosyuu.html>)の募集案内を確認の上、直接申込み



問合せ=県子ども政策課 政策推進担当 ☎048-830-3269

令和8年度の国民健康保険税率について

広報みさと令和8年2月号でお知らせしましたとおり、国民健康保険(国保)税率が令和8年4月に改定されました。また、国の法改正に伴い令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が追加されましたので税率をお知らせします。

令和8年度の国保税額は、7月中旬に発送する納税通知書で通知します。

加入者の皆さまにご負担をおかけすることとなりますがご理解とご協力をお願いします。

【令和8年度の税率】

		改定前	改定後 令和8年度	市町村標準保険税率 〔参考〕※1	
医療分	所得割	所得に対して	6.8%	7.5%	8.02%
	均等割	加入者一人あたり	39,000円	45,000円	48,757円
後期高齢者支援分	所得割	所得に対して	2.4%	2.7%	2.77%
	均等割	加入者一人あたり	14,000円	17,000円	16,709円
介護納付金分※2	所得割	所得に対して	1.9%	2.4%	2.43%
	均等割	加入者一人あたり	14,000円	16,000円	17,235円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	所得に対して	—	0.29%	0.29%
	均等割	加入者一人あたり	—	1,872円 ※3	1,872円 ※3

※1 市町村標準保険税率〔参考〕は、埼玉県が示した令和8年度の町の税率です。県の運営方針では、令和9年度からは、税率を県が示す市町村標準税率とすることとされています。令和9年度の市町村標準保険税率は令和8年度中に示される予定です。

※2 40歳以上65歳未満の加入者が対象です。

※3 子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、均等割額1,725円と18歳以上均等割額147円の合計です。

【モデルケースによる試算】

①1人世帯【63歳1人、所得100万円】

改定前国保税 130,100円 → R8年度国保税 152,900円 (+22,800円)

②2人世帯【63歳2人、所得150万円】

改定前国保税 225,800円 → R8年度国保税 265,200円 (+39,400円)

【国保税の軽減制度について】

●低所得世帯に対する軽減

法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額の7割、5割または2割が減額されます。申請の必要はありませんが、所得の申告をしていないと軽減は適用されません。

●子どもに対する軽減

未就学児(小学校入学前の子ども)である加入者の均等割額について、2分の1が減額されます。また、子ども・子育て支援納付金分の均等割額について、18歳未満である加入者の全額が減額されます。いずれも申請の必要はありません。

●産前産後期間に対する軽減

出産した(または予定の)被保険者の所得割額および均等割額について、4か月(多胎の場合は6か月)相当分が軽減されます。申請の際は、本人確認書類と母子健康手帳をお持ちください。

●失業者に対する軽減

会社の倒産・解雇などの理由で離職した場合は、国保税が軽減される制度があります。詳細は、住民保険課 保険年金係にお問い合わせください。

問合せ=国保税について 税務課 住民税係 ☎76-5131

資格等について 住民保険課 保険年金係 ☎76-1366